

○東京藝術大学職員の再任用に関する細則

〔平成18年3月31日〕  
制 定

改正 平成21年3月30日 平成21年6月19日  
平成25年3月28日 平成25年10月24日

(総則)

第1条 東京藝術大学職員の再任用に関する規則（以下「再任用規則」という。）第19条の規定により本学職員の再任用の取扱いについては、別に定める場合を除き、この細則の定めるところによる。

(採用希望の申出)

第2条 東京藝術大学職員就業規則（以下「就業規則」という。）第23条に規定する者で、再任用職員の採用を希望する者は、再任用職員として採用する日の前日から起算して6月前までに、文書により学長に申し出なければならない。

(選考基準等)

第3条 学長は、前条の規定による申出があった場合には、就業規則第24条及び第25条第1項に掲げる解雇事由に該当しない者については、再任用職員として採用するものとする。ただし、次項に定める年齢以上の者は、次の各号の選考基準を適用するものとし、当該基準のいずれにも該当する者に限り、採用するものとする。

- (1) 心身の健康状態が職務遂行に問題がない者。ただし、必要に応じて医師の診断書を提出させることがある。
- (2) 再任用職員として採用する日の直近6年間、就業規則第43条に定める懲戒のうち減給以上の処分（東京藝術大学職員退職手当規則第9条第5項に規定する国立大学法人等及び同規則第10条第1項に規定する国等の機関における同等以上の処分を含む。）を受けたことのない者（ただし、東京藝術大学職員懲戒規則第8条第1項に定める懲戒処分の指針中、指導監督不適正による懲戒処分を除く。）
- (3) 就業規則及び再任用規則等に定める労働条件に合意する者

2 前項ただし書きの場合において、次の表の左欄に掲げる期間における選考基準の適用については、同表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ右欄に掲げる年齢以上の者を対象に行うものとする。

平成25年4月1日から平成28年3月31日まで	61歳
平成28年4月1日から平成31年3月31日まで	62歳
平成31年4月1日から平成34年3月31日まで	63歳
平成34年4月1日から平成37年3月31日まで	64歳

(選考結果の通知)

第4条 学長は、前条に規定する選考の結果を、再任用職員として採用する日の前日から起算して4月前までに文書により申出者に通知するものとする。

(採用の取消し)

第5条 再任用職員採用予定者であって、採用されるまでの間に就業規則第24条及び第25条第1項に掲げる解雇事由に該当した場合及び第3条に定める選考基準が

適用される者であって、当該基準に該当しなくなった場合には、学長は採用を取り消すこととし、文書によりその旨を通知するものとする。

(採用の辞退)

第6条 申出者が第2条に定める申出後において、再任用職員の採用を辞退する場合には、学長へ文書により届出るものとする。なお、再任用職員採用予定者が辞退する場合には、当該文書の受理をもって採用の決定が取り消されたものとする。

(採用日)

第7条 再任用職員の採用日は、4月1日とする。

(任期の更新)

第8条 再任用職員が任期の更新を希望する場合は、任期満了の日の3月前までに学長へ文書により申し出なければならない。

2 学長は、前項の規定による任期更新の申出があった場合には、第3条の規定を準用して取り扱うこととし、任期更新の可否について、任期満了の日の2月前までに申出者に通知するものとする。

(任期更新の取消し及び辞退)

第9条 再任用職員の任期更新の取消し及び任期更新の辞退については、第5条及び第6条の規定をそれぞれ準用するものとする。この場合において、同規定中「採用」とあるのは「任期更新」と読み替えるものとする。

(再任用職員の職及び職階)

第10条 再任用職員の採用又は任期更新に当たっては、人事異動の一環として配属先を決定するものとし、従前の職、職階又は勤務形態等と異なる場合がある。

2 再任用職員の採用又は任期更新にかかる労働条件について、申出者の合意が得られない場合は、双方合意の上、事務等非常勤職員又は教育研究等非常勤職員に採用することができる。この場合における労働条件は、それぞれの就業規則に定めるところによる。

(雑則)

第11条 この細則に定めるもののほか、再任用に関する取扱いについては、必要に応じ、学長がその都度定める。

附 則

1 この細則は、平成18年4月1日から施行する。

2 この細則施行後、最初の再任用職員の採用日は、平成19年4月1日とし、当該採用に係る再任用希望の申出は、第2条の規定にかかわらず、再任用職員として採用する日の前日から起算して6月前までとする。

3 前項の規定による再任用希望の申出に係る選考結果の通知は、第4条の規定にかかわらず、再任用職員として採用する日の前日から起算して3月前までとする。

附 則

この細則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成21年6月19日から施行する。

附 則

この細則は、平成25年 3 月28日から施行する。

附 則

この細則は、平成25年10月24日から施行し、平成25年 7 月18日から適用する。